

審査に関わる確認事項について

日本ジオパーク委員会における審査は、公平公正に行われ疑惑や不信を招くことがないように特段の注意が必要であり、第2回日本ジオパーク委員会（2008年9月4日）では、別紙「審査に関わる倫理に関する申し合わせ」により関係者の行動を律することを確認している。

ジオパーク活動開始からおよそ10年を迎えることから、時間の経過や委員及び関係者の交代等による遺漏のないよう徹底が必要となっている。

よって、別紙について改めて確認するとともに、これまでの状況を踏まえ以下の点について特に注意するものとする。

なお、下記事項については、JGN申合せ事項に明記される予定である。

記

1. 日程及び行程

- ・申請地域は、日本ジオパーク委員会が定める審査要領に従い効率的な行程を提案すること。

2. 旅費及び宿泊費等

- ・審査員への費用弁償等については、原則として申請地域の定める旅費規程等により算出し、申請地域から審査員に直接支払うこと。ただし、特段の定めのないときは、日本ジオパークネットワークの出張旅費規程により算出すること。

3. 飲食物の提供及び物品の贈与

- ・交流会や懇親会等における飲食物の提供については、審査員と申請地域関係者間の情報交換及び相互理解の重要な機会ではあるが、審査に対する疑念や不信を招くことがないよう社会的良識を持った適切な範囲にとどめること。
- ・ジオパーク関連商品等については、高価なもの及びジオパークに関係しないものは贈与しないこと。

4. その他

- ・上記2及び3にかかる透明性を確保するため、当該審査にかかるすべての経費を日本ジオパーク委員会事務局に報告すること。

審査に関わる倫理に関する申し合わせ

日本ジオパーク委員会委員は、特定地域のみを有利に取り扱っているという疑惑や不信を招いてはならない。委員は、国家公務員倫理規定三条の禁止事項を、職員を委員に、利害関係者を審査対象地域関係者と読み替えて準用するなど、同規定に準じて行動を律するものとする。

参考：国家公務員倫理規定第三条

第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
- 六 利害関係者から供応接待を受けること。
- 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 八 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
- 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- 二 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)

五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第一項の規定の適用については、職員(同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。